

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

| | |
|---|-----|
| 告 示 | ページ |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の指定 (地域福祉推進課) | 681 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の変更 (〃) | 682 |
| ○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止 (〃) | 〃 |
| ○生活保護法に基づく指定介護機関の変更 (〃) | 〃 |
| ○生活保護法に基づく指定施術機関の指定 (〃) | 683 |
| ○生活保護法に基づく指定施術機関の変更 (〃) | 〃 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の指定 (〃) | 〃 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の変更 (〃) | 〃 |

| | |
|---|-----|
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定医療機関の廃止 (地域福祉推進課) | 684 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定介護機関の変更 (〃) | 〃 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の指定 (〃) | 〃 |
| ○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定 配偶者の自立の支援に関する法律に基づ く指定施術機関の変更 (〃) | 685 |
| ○保安林の指定 (丹後広域振興局) | 〃 |
| ○漁業災害補償法に基づく共済契約締結の 同意の認定 (水産事務所) | 〃 |

公 告

| | |
|---------------------------|-----|
| ○一般競争入札の実施 (入札課) | 〃 |
| ○都市計画法に基づく工事完了 (山城北土木事務所) | 688 |

告 示

京都府告示第469号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関 の名称 | 所在地 | 開設者名 | 指 定 年月日 |
|-------------------|--------------|-----------|--------------|
| 医療法人碧一会あらが湾岸クリニック | 舞鶴市字浜2001の4 | 医療法人碧一会 | 令 6. 8. 1 |
| サン・ハート薬局 | 綾部市大島町二反田7の6 | 株式会社エンジェル | 〃 |

| | | | |
|-----------------|---------------|-------------|---------|
| 山本医院 | 宇治市榎島町落合43の18 | 山本 智久 | 6. 8. 1 |
| みやづスマイル薬局府中店 | 宮津市宇江尻224の1 | 株式会社スマイルぶらす | 6. 9. 1 |
| 医療法人蜻蛉会こうもと歯科医院 | 亀岡市篠町篠野田10の38 | 医療法人蜻蛉会 | 6. 8. 1 |
| キリン堂薬局男山泉店 | 八幡市男山泉4 | 株式会社キリン堂 | 6. 9. 1 |
| a k 薬局男山店 | 〃 〃 長沢23の10 | 株式会社あけぼの関西 | 6. 8. 1 |

京都府告示第470号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 変更年月日 |
|-------------------------------|------------------------------|---------------|--------------|
| 公益社団法人京都府看護協会 官津訪問看護ステーション | 新 宮津市漁師1652の2 | 公益社団法人京都府看護協会 | 令 6. 8. 1 |
| | 旧 " " 1690の23 | | |
| 新 医療法人永田眼科クリニック 永田眼科クリニック | 亀岡市篠町浄法寺中村35の3 | 医療法人永田眼科クリニック | 6. 7. 12 |
| 旧 医療法人永田眼科クリニック | | | |
| 新 長岡京はら耳鼻咽喉科 | 長岡京市開田2丁目12の15 ノブレス医療ビル1F | 医療法人結和会 | 6. 8. 17 |
| 旧 長岡京かつら耳鼻咽喉科 | | | |

京都府告示第471号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------|-------------------|---------------|
| あらが湾岸クリニック | 舞鶴市字浜2001の4 | 荒賀 茂 | 令 6. 7. 31 |
| サン・ハート薬局綾部店 | 綾部市大島町二反田7の6 | 株式会社サン・ハート | " |
| こうもと歯科医院 | 亀岡市篠町篠野田10の38 | 河本 隆大 | " |
| a k 薬局男山店 | 八幡市男山長沢23の10 | 若江東大阪ファーマシー薬局株式会社 | " |
| 秋田歯科医院 | 木津川市兜台3丁目1の8 | 秋田 隆造 | " |

京都府告示第472号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 開設者 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|---------------|---------------|---------------------------|----------------|--------------|
| 公益社団法人京都府看護協会 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 公益社団法人京都府看護協会官津訪問看護ステーション | 新 宮津市漁師1652の2 | 令 6. 8. 1 |
| | | | 旧 " " 1690の23 | |
| リヴライフコア株式会社 | 居宅介護支援 | 新 ケアプランセンターはんぶんこ | 新 長岡京市長法寺川原谷27 | 6. 7. 1 |
| | | 旧 居宅介護支援事業所きりしま荘 | 旧 " 長岡2丁目3の32 | |
| " | 小規模多機能型居宅介護 | 新 小規模多機能型居宅介護事業所らしく | 新 " 長法寺川原谷27 | " |
| | | 旧 小規模多機能型居宅介護事業所きりしま荘 | 旧 " 長岡2丁目3の32 | |

京都府告示第473号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指 定年月日 |
|--------|--------------|---------------------|--------------|
| 辻 井 哲也 | ゆずの手鍼灸マッサージ院 | 京都市南区久世上久世町820の2 | 令 6. 9. 1 |
| 小島 蓮斗 | 宇治わだち鍼灸院 | 宇治市榎島町清水48 ベルファ宇治1F | 6. 8. 1 |
| 辻 井 哲也 | 辻 井 哲也 | 〃 天神台3丁目1の112 | 6. 9. 1 |

京都府告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 変 更年月日 |
|--------|--------|-----------------------|--------------|
| 木村 祥 | 木村治療院 | 新 長岡京市泉が丘22の1 | 令 6. 4. 1 |
| | | 旧 〃 長法寺山ノ下3山ノ下ハイム203号 | |

京都府告示第475号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 開設者名 | 指 定年月日 |
|-------------------|---------------|-------------|--------------|
| 医療法人碧一会あらが湾岸クリニック | 舞鶴市宇浜2001の4 | 医療法人碧一会 | 令 6. 8. 1 |
| サン・ハート薬局 | 綾部市大島町二反田7の6 | 株式会社エンジェル | 〃 |
| 山本医院 | 宇治市榎島町落合43の18 | 山本 智久 | 〃 |
| みやぶスマイル薬局府中店 | 宮津市宇江尻224の1 | 株式会社スマイルぶらす | 6. 9. 1 |
| 医療法人蜻蛉会こうもと歯科医院 | 亀岡市篠町篠野田10の38 | 医療法人蜻蛉会 | 6. 8. 1 |
| キリン堂薬局男山泉店 | 八幡市男山泉4 | 株式会社キリン堂 | 6. 9. 1 |
| a k 薬局男山店 | 〃 〃 長沢23の10 | 株式会社あけぼの関西 | 6. 8. 1 |

京都府告示第476号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関の名称 | 所 在 地 | 開設者名 | 変 更年月日 |
|---------------------------|---------------------------|---------------|--------------|
| 公益社団法人京都府看護協会宮津訪問看護ステーション | 新 宮津市漁師1652の2 | 公益社団法人京都府看護協会 | 令 6. 8. 1 |
| | 旧 〃 〃 1690の23 | | |
| 新 医療法人永田眼科クリニック永田眼科クリニック | 亀岡市篠町浄法寺中村35の3 | 医療法人永田眼科クリニック | 6. 7. 12 |
| 旧 医療法人永田眼科クリニック | | | |
| 新 長岡京はら耳鼻咽喉科 | 長岡京市開田2丁目12の15 ノブレス医療ビル1F | 医療法人結和会 | 6. 8. 17 |
| 旧 長岡京かつら耳鼻咽喉科 | | | |

京都府告示第477号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 医療機関の名称 | 所在地 | 開設者名 | 廃止年月日 |
|-------------|---------------|-------------------|---------------|
| あらが湾岸クリニック | 舞鶴市宇浜2001の4 | 荒賀 茂 | 令 6. 7. 31 |
| サン・ハート薬局綾部店 | 綾部市大島町二反田7の6 | 株式会社サン・ハート | 〃 |
| こうもと歯科医院 | 亀岡市篠町篠野田10の38 | 河本 隆大 | 〃 |
| a k 薬局男山店 | 八幡市男山長沢23の10 | 若江東大阪ファーマシー薬局株式会社 | 〃 |
| 秋田歯科医院 | 木津川市兜台3丁目1の8 | 秋田 隆造 | 〃 |

京都府告示第478号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 開設者 | サービスの種類 | 事業所の名称 | 所在地 | 変更年月日 |
|---------------|---------------|---------------------------|----------------|--------------|
| 公益社団法人京都府看護協会 | 訪問看護・介護予防訪問看護 | 公益社団法人京都府看護協会宮津訪問看護ステーション | 新 宮津市漁師1652の2 | 令 6. 8. 1 |
| | | | 旧 〃 〃 1690の23 | |
| リヴライフコア株式会社 | 居宅介護支援 | 新 ケアプランセンターはんぶんこ | 新 長岡京市長法寺川原谷27 | 6. 7. 1 |
| | | 旧 居宅介護支援事業所きりしま荘 | 旧 〃 長岡2丁目3の32 | |
| 〃 | 小規模多機能型居宅介護 | 新 小規模多機能型居宅介護事業所らしく | 新 〃 長法寺川原谷27 | 〃 |
| | | 旧 小規模多機能型居宅介護事業所きりしま荘 | 旧 〃 長岡2丁目3の32 | |

京都府告示第479号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144

号）第55条第1項の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 指 定 年 月 日 |
|--------|------------------|-------------------------|--------------|
| 辻井 哲也 | ゆずの手鍼灸 マッサージ院 | 京都市南区久世上久世町 820の2 | 令 6. 9. 1 |
| 小島 蓮斗 | 宇治わだち鍼 灸院 | 宇治市榎島町清水48 ベ ルファ宇治1F | 6. 8. 1 |
| 辻井 哲也 | 辻井 哲也 | // 天神台3丁目1の 112 | 6. 9. 1 |



京都府告示第480号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術機関から変更の届出があった。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 施術者の氏名 | 施術所の名称 | 施術所の所在地 | 変 更 年 月 日 |
|--------|--------|-----------------------------|--------------|
| 木村 祥 | 木村治療院 | 新 長岡京市泉が丘22の1 | 令 6. 4. 1 |
| | | 旧 // 長法寺山ノ下 3 山ノ下ハイム203号 | |



京都府告示第481号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 保安林の所在場所
宮津市字喜多小字川奥10393の11
- 2 指定の目的
水源の^{かん}涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐に係る伐採をすることができる立木は、当

該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課において縦覧に供する。なお、宮津市役所においてその関係書類を閲覧することができる。）



京都府告示第482号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出を審査した結果、次の区域及び区分において同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

| 区 域 | 区 分 |
|---------|--------|
| 舞 鶴 区 域 | 小型合併漁業 |

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

また、この案件は、京都府物品・役務等電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札対象案件である。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達の名称及び数量
 - ア 京都府総合庁舎等で使用する電力調達 一式
 - イ 京都府立学校等で使用する電力調達 一式

| | |
|---|--|
| <p>(2) 調達物品の仕様等 入札説明書及び仕様書のとおり</p> <p>(3) 調達期間 仕様書のとおり</p> <p>(4) 調達施設 ア 京都府総合庁舎等 イ 京都府立学校等</p> <p>2 契約条項を示す場所等</p> <p>(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府総務部入札課 電話番号 (075) 414-5429 ファクシミリ番号 (075) 414-5450</p> <p>(2) 入札説明書及び仕様書の交付等 ア 交付期間 令和6年9月24日(火)から令和6年10月17日(木)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。 イ 入手方法 (ア) 原則として、アの期間に、電子調達システムの案件情報からダウンロードすること。 (イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間(正午から午後1時までの間を除く。)に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。</p> <p>3 入札に参加する者に必要な資格 入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>(2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和6年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示(令和6年京都府告示第2号)に定める競争入札参加者の資格を得ている者で、次の業務種目に登録されているものであること。 大分類「燃料類」一小分類「電力」</p> <p>(3) 4の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の提出期間の最終日から開札日までの期間において、京都府の指名停止とされていない者であること。</p> <p>(4) 「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針」第6条第1項の規定により、令和6年度入札分に係る「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」を提出した小売電気事業者のうち、判定結果が「適合」の通知を受けた者であること。</p> <p>(5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。</p> <p>(6) 入札に参加しようとする需要施設に要する予定使用電力量の供給に十分な電源を確保している者であ</p> | <p>ること。</p> <p>(7) 適正な電力供給のための体制が確立されており、需給約款等が整備されている者であること。</p> <p>4 入札参加資格の確認手続 入札に参加を希望する者は、確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料(以下「申請書等」という。)を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。</p> <p>なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。</p> <p>(1) 提出期間 2の(2)のアに同じ。</p> <p>(2) 提出方法 ア 電子調達システムにより入札に参加する者(以下「電子入札者」という。)は、(1)の期間内に電子調達システムにより申請書等を提出すること。 なお、確認申請書については、電子調達システムにおいて参加する意思の表明(当該案件の「案件に参加する」をクリック)をもって提出したものとする。 イ 電子調達システムによりがたい場合で、京都府物品・役務等電子調達運用基準第19条の規定により書面による入札等の承諾を得た者(以下「紙入札者」という。)は、(1)の期間内に、2の(1)の場所に申請書等を持参又は郵送((1)の期間内に必着させるとともに、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)により提出すること。</p> <p>(3) 確認通知 入札参加資格の確認については、別途通知する。</p> <p>(4) その他 ア 申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。 イ 3の(2)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。 (ア) 資格審査申請書の提出場所及び問合せ先 2の(1)に同じ。 (イ) 提出書類 原則として、京都府ホームページ(https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html)からダウンロードすること。 (ウ) 提出期限 令和6年10月4日(金)午後5時 なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。 ウ 3の(4)の資格を有しない者で入札に参加を希望するものは、次のとおり資格審査を受けることができる。 (ア) 「京都府環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」の提出場所及び問合せ先 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町</p> |
|---|--|

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課企画調整係

電話番号 (075) 414-4708

(イ) 提出書類

原則として、「京都府電力の調達に係る環境配慮契約方針について」のホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/energy/kankyohairyo2023.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出期限

令和6年10月4日(金)午後5時

なお、その後も随時に受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

5 入札手続等

(1) 入札期間及び開札の日時等

ア 電子調達システム又は持参による場合の入札期間

令和6年11月18日(月)午前8時30分から午後5時15分まで及び令和6年11月19日(火)午前8時30分から午前10時まで

イ 郵送による場合の入札書の提出期限

令和6年11月18日(月)午後5時

ウ 持参又は郵送による場合の入札書の提出先等

(ア) 提出先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府総務部入札課長

(イ) その他

入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

エ 開札日時

令和6年11月19日(火)午前10時15分

(2) 入札の方法

ア 電子入札者は、(1)のアの期間内に電子調達システムにより入札書を提出すること。

イ 紙入札者は、(1)のアの期間内に(1)のウの(ア)の提出先に入札書を持参し、又は(1)のイの期限までに入札書を郵送(郵便書留等の配達記録が残る方法を用いるものとする。)により提出すること。

なお、入札書は、1の(1)のア又はイのそれぞれについて提出すること。

ウ 契約の締結は単価契約により行うので、入札に当たっては、基本料金、月ごとの電力量料金等の単価を設定することを条件とする。

エ 落札の決定は、ウによる単価に基づいて算定された契約期間に係る電気料金の総額の比較によって行う。

なお、燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金等の積算については、入札説明書において指定する。

オ 再度入札については、入札説明書において指定する。

(3) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、1の(1)のア又はイのそれぞれの電力調達一式の総額(税抜き)の金額とし、電力調達に要する一切の諸経費を含めること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額(電気料金の総額)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、仕様書に定めるところにより見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3に掲げる入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者のした入札

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

エ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

オ 同じ入札に2以上の入札(他人の代理人としての入札及び他人のID又はパスワードを使用している入札を含む。)をした者のした入札

カ 電子調達システムの使用に当たり、他人のID又はパスワードを不正に取得し、名義人になりすまして入札に参加した者のした入札

キ その他不正の目的を持って電子調達システムを使用した者のした入札

ク 入札に関し、不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者又はその疑いのある者のした入札

ケ 入札参加資格確認後、指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において入札に参加する資格のない者のした入札

コ 金額を訂正した入札書又は金額を特定することができない入札書で入札をした者のした入札

サ 氏名、印鑑又は重要な文字が誤脱又は不明瞭のため、入札参加者又は対象案件を特定することができない入札書(封筒を含む。)で入札をした者のした入札

(5) 落札者の決定方法

京都府会計規則(昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。)第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。

落札者が落札決定後、契約を締結するまでに指名停止措置に該当する行為を行ったときは、当該落札決定を取り消すことがある。

(6) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

- (7) 契約書作成の要否
要する。
- 6 入札保証金
免除する。
- 7 違約金
落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。
- 8 契約保証金
落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納付しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が確実と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項各号に該当する場合は、免除する。

9 その他

- (1) 1から8までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 電子調達システムの使用の注意事項については、電子調達システムの操作手引による。
- (4) システム障害、天災が原因の停電等により電子調達システムによる入札等の処理ができない場合は、入札等の延期、書面による入札への移行等の措置を講じるものとし、この場合、電話、ファクシミリ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (5) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは契約を解除することがある。

10 Summary

- (1) The nature and quantity of the product to be purchased
 - a. Supply of electricity for General Government buildings of the Kyoto Prefectural, etc.
 - b. Supply of electricity for the Kyoto Prefectural schools, etc.
- (2) Bidding method
Electronic bidding system
- (3) Period for submission of application forms and attached documents for qualification confirmation
From 8:30 AM to 5:15 PM from Friday, September 24, 2024 to Thursday, October 17, 2024 (except for Sundays, Saturdays and public holidays)
- (4) The time, date and place for submission of tender
From 8:30 AM to 5:15 PM on Monday, November 18, 2024 and from 8:30 AM to 10:00 AM on Tuesday, November 19, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan

- (5) Deadline for tender by mail
5:00 PM on Monday, November 18, 2024
- (6) The time, date and place for the opening of tender
10:15 AM on Tuesday, November 19, 2024
Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto, Japan
- (7) Contact point for the notice
Commodity Section, Tender Division, Department of General Affairs, Kyoto Prefectural Government
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto 602-8570 Japan
TEL: (075) 414-5429 FAX: (075) 414-5450



都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和6年9月24日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
宇治市伊勢田町毛語40の1の一部
（関連区域）
宇治市伊勢田町中山3の1の一部、4の3の一部、市有地
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
宇治市伊勢田町毛語40
北川 寿
- 2 (1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域
八幡市男山美桜12の5から12の10まで
（関連区域）
八幡市男山美桜38の一部、39の一部、42の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び名称
久世郡久御山町佐山糶池33の4
株式会社京都住宅建設